

県規則(財務関係)の概要

法による県規則委任事項(財務関係)、知事認可事項の手続き等について規定するもの

▶授業料等学生納付金の上限認可に関する手続き 法第23条関係
授業料等学生納付金の上限の認可に係る申請手続き等について定める。

▶財務諸表の承認に関する手続き 法第34条関係
財務諸表のうち「設立団体の規則で定める書類」を定めるもの<法第34条第1項>
キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書
会計基準に規定されている書類

- ・ キャッシュ・フロー計算書
地方独立行政法人の一会計期間における資金の流れを表示するもの
- ・ 行政サービス実施コスト計算書
行政サービスに対する評価・判断に資するため、地方独立行政法人の業務運営に関し、
運営費交付金で賄われる業務費用や県の出資・無償譲渡等に係る費用など、実質的に行
政サービスを供与するため県民が負担しているコストのすべてを集約したもの

財務諸表の公表の期間を定めるもの<法第34条第4項>

「設立団体の規則で定める期間」 6年間

その他 財務諸表の承認手続きに必要な事項について定める。

▶剰余金の処分等に関する手続き 法第40条関係
各年度における目的積立金の承認<法第40条第3項>
次の中期目標期間に財源充当する積立金の承認<法第40条第4項>
中期目標期間終了時の納付金の納付<法第40条第6項>
その他 これらに係る手続きに必要な事項について定める。

▶短期借入金の認可 法第41条関係
限度額を超えた短期借入金の認可<法第41条第1項ただし書>
短期借入金の借換えの認可<法第41条第2項>
その他 これらに係る手続きに必要な事項について定める。

▶重要な財産処分の認可等 法第44条関係(財産処分制限条例)
条例に規定する重要な財産(7千万円以上の不動産(土地については、1件2万㎡以上)若しくは動産又は不動産の信託の受益権)の処分の認可
条例に規定する重要な財産以外の土地・建物(出資に係るものに限る。)の処分に
関する事前協議
その他 これらに係る手続きに必要な事項について定める。

▶特定償却資産の指定 会計基準第84

減価償却の特例となる償却資産の指定 (法人設立時点 出資及び無償譲与に係る財産)
その他 これに係る手続きに必要な事項について定める。

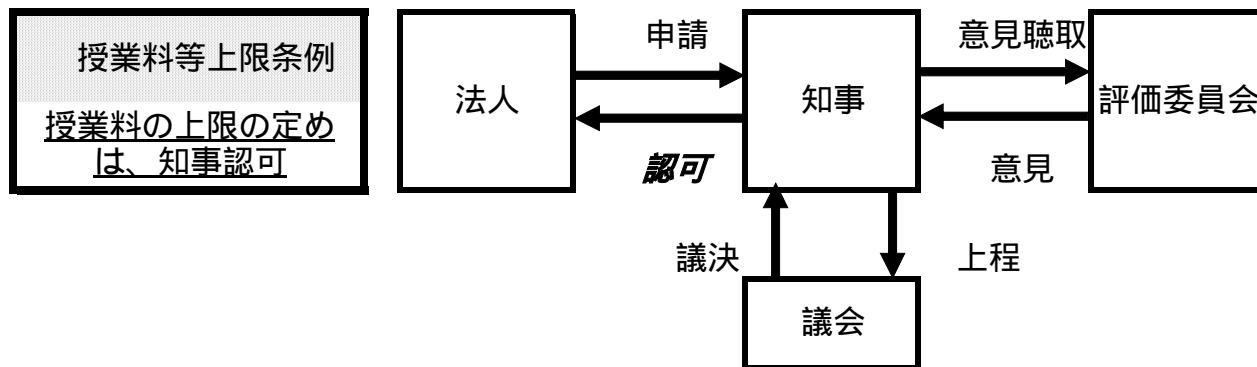
▶運営費交付金申請手続き

運営費交付金の交付申請手続きについて定める。

財務関係知事認可事項等

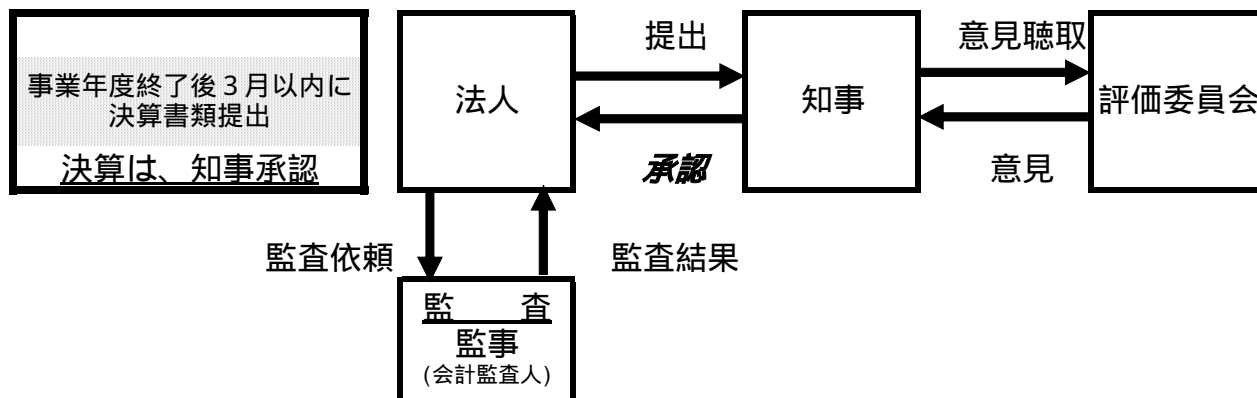
▶ 授業料等学生納付金の上限認可

地方独立行政法人法第23条の規定により、授業料等の徴収をするときにはその上限を定め、議会に議決を経て、知事の認可を受けなければならない。



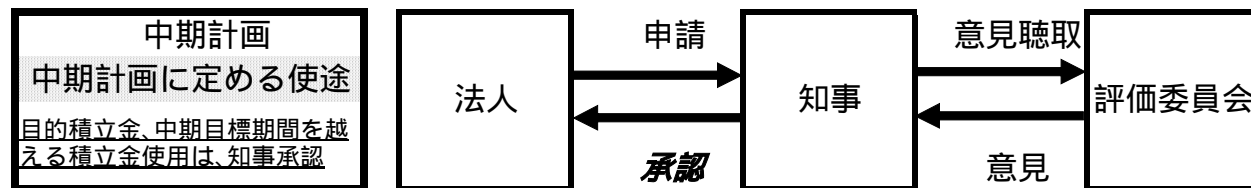
▶ 財務諸表の承認

地方独立行政法人法第34条の規定により、事業年度終了後3月以内に決算関係書類を提出し、知事の承認を受けなければならない。



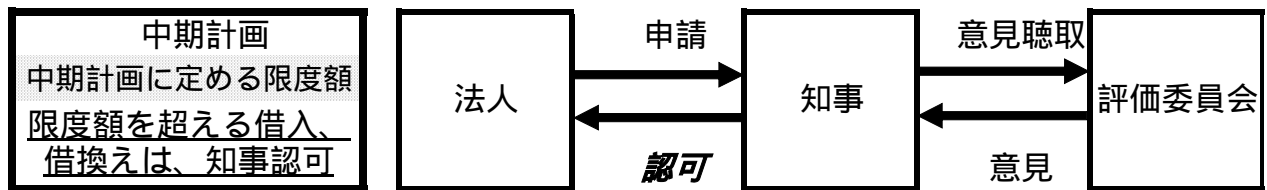
▶ 剰余金の処分等の承認

地方独立行政法人法第40条の規定により、剰余金を中期計画に定める用途に充てるとき又は積立金を次の中期目標期間に繰り越して業務の財源に充てるときは、知事の承認を受けなければならない。



▶短期借入金の認可

地方独立行政法人法第41条の規定により、中期計画に定める限度額を超える短期借入又は短期借入金の借換えを行うときは、知事の認可を受けなければならない。



▶重要な財産処分の認可

地方独立行政法人法第44条の規定により、条例で定める重要な財産の処分をするときには、議会に議決を経て、知事の認可を受けなければならない。

